

＝関西 STS 連絡会＝

《 第190回 運営委員会レジュメ (2025.9.13) 》

1. 前回（第 189 回運営委員会 2025.5.31）の概要報告：

■ 開催日時・場所：2025 年 5 月 31 日 3 時 00 分～5 時 00 分、於：関西 STS 連絡会事務所（大阪市浪速区）。

■ 出席団体・グループ（10 団体）

- ◎ 伊良原淳也（関西 STS 連絡会） ◎ NPO 法人「移動送迎支援活動情報センター」（大阪市）
- ◎ NPO 法人「日常生活支援ネットワーク」（大阪市） ◎ NPO 法人「アクティブネットワーク」（茨木市）
- ◎ 伊藤豊（関西 STS 連絡会） ◎ NPO 法人「京都運転ボランティア友の会」（京都市）
- ◎ NPO 法人「自立生活センターやお」（八尾市） ◎ NPO 法人「自立生活センター-FREE」（吹田市）
- ◎ 三星昭宏（近畿大学・名誉教授） ◎ い～そらネットワーク（大阪市）

■ 報告 & 討議資料：

- ① 全国移動サービスネットワーク「2024 年度 第 2 回通常理事会」で情勢討議
(『モヴェーレ No.40』2025 年 5 月より引用)
- ② 「住民の助け合いによる 車両を使った登録不要の移動サービスのはじめ方」大阪で開催
(2025.2.4 NPO 法人全国移動ネット事務局長・伊藤みどり)
- ③ 府市役所で行われた交通空白地有償運送運転者講習の様相 (2025.4.21 (月)～24 (木))
- ④ 【ミニ情報】「移動サービス認定運転者講習テキスト (2025 年 4 月改訂版)」より
(NPO 法人 全国移動ネット)
- ⑤ 「“地元の足” やりがいを感じるがノライドシェア 1 年 課題指摘も」(朝日新聞 2025 年 4 月 9 日)
- ⑥ 「《国交省》自治体連携の域内交通等“交通空白”連携プラットフォーム／会員数 1024 社・団体に増加」
(東京交通新聞 2025 年 3 月 31 日)

■ 報告と今後の取り組み等：

- 1) 1 月以降～「運転者認定講習会」等の開催

2. 報告 & 討議資料：

- ① NPO 法人 全国移動ネット「2025 年度 事業の基本方針（要旨）」(2025.6.21 議案書より)
「福祉有償運送の登録団体数は前年（2024 年）の 2,376 団体から更に減少し、2025 年 3 月末は 2,244 団体となり（国土交通省調べ）、自家用有償旅客運送が制度化された 2006 年以降、最も少ない登録団体数となっており、2025 年度は、福祉有償運送の今後について取組んでいく重要な 1 年になると言える。
このような状況を踏まえ、2025 年度は以下の 3 点を重点項目とします。
 1. 自家用有償旅客運送や許可・登録不要の運送に対する制度改正を広く自治体や関係団体に周知するとともに、取組みの創出支援や担い手の発掘・育成の支援策を、国や自治体に対してはたらきかける。
 2. 福祉有償運送の動向を前年に引き続き調査するとともに、運送の対価のあり方や移動困難者の生活実態に配慮した利用料負担の軽減策等を追求する。また、福祉事業者・団体における許可・登録不要の運送の普及を視野に入れた情報発信に取組む。
 3. 会員登録・組織強化を図り、情報発信力と情報収集力の向上をめざす。

【事業計画 1】

- 国土交通省から発行された「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」を活用し、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」の内容を広く発信する。
 - ① 「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」(2025.3 国土交通省)：

②「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」(2024.3.1 国土交通省) :

<https://www.mlit.go.jp/kanto/content/000319960.pdf>

- 自家用有償旅客運送について、国土交通省は①運送の対価の引き上げ以降も、②登録申請書類の更なる簡素化、③ローカルルールのは正、④複数乗車の必要性に関する協議を不要としたこと、⑤更新協議の書面開催を原則とすることなどが通達されたが、運営協議会の主宰者である自治体の対応に遅れが目立つ。これらの改正点を広く情報発信し、全国各地の運営協議会の運営の見直しをめざす。
- 自治体主催の大臣認定運転者講習は、担い手の確保の場となることから、先行事例の情報を収集するなどして、国や行政機関に対し普及推進をはたらきかける。

【事業計画2】

- 福祉有償運送の利用者負担の軽減策として、①福祉タクシー券の交付、②自治体単独事業による補助金、③介護予防・日常生活支援総合事業（「総合事業」）の訪問型サービス B・D の補助金などが考えられる。これらの施策がなかったり、施策の運用が画一的だったりする多くの自治体に向けて、効果的な施策づくりをはたらきかける。
- 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」では、介護保険サービスや障害福祉サービスの（訪問系サービスの）事業者が行う運送について、「制度上、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可又は登録は不要である」という解釈が示されている。全国の福祉事業者・団体に向けて、これらの情報発信を行うことによって、要介護・要支援者、障がい者を対象とした運送が行われ、移動手段が増えることをめざす。

② 報道《全国移動ネットが総会・シンポ》福祉有償運送団体の7割が対価上げず

(東京交通新聞 2025年7月14日)

「自家用有償旅客運送関係のNPO（非営利団体）などで組織するNPO法人全国移動サービスネットワーク（中根裕理事長）は6月21日、東京・両国のKFC（国際ファッションセンター）ホールでの対面とオンラインの併用で通常総会・シンポジウムを開き、2024年度の事業報告。決算を承認、自治体と連携した移動困難者への支援の推進などを柱とする2025年度事業計画・予算、重点方針を確認した。

任期満了に伴う役員改選では、新理事45人、監事2人を決定。7月1日の理事会で、中根理事長（移動支援ネットワークちば、千葉）が再選された。副理事長の4人も留任した。河崎民子（かながわ福祉移動サービスネットワーク、神奈川）、柿久保浩次（日常生活支援ネットワーク、大阪）、横山和廣（移動ネットおかやま、岡山）、谷口幸生（幹福社会・ヘルプ協会たちかわ、東京）の各氏。事務局長は伊藤みどり氏。

《調査報告》利用者の負担増に配慮

全国移動ネットは、有償運送制度の改正で、運送の対価の目安がタクシー運賃の「おおむね2分の1」から「約8割」に引き上げられたことを受け、各地で料金の変更がなされているかどうか、2024年11月～2025年1月、全国調査を実施した。対象は福祉有償運送登録団体の事業所2498カ所（有効回答率35・7%）。調査結果によると、対価の変更について、「変えていない」が最も多く、68・9%を占めた。次いで、「値上げを検討中、または申請準備中」が15・8%、「値上げした」が13・2%。

総会終了後の「福祉有償運送の全国的課題と今後のあり方」と題したシンポジウムで、調査結果を説明した中根理事長は「制度改正によって、価格設定の自由度が広がったにもかかわらず、4割強の団体は利用者の経済的状況などに配慮して値上げをしていない。福祉有償運送団体の持つ福祉・助け合い活動としての使命やマインドの高さがうかがえる」と分析した。「ガソリン代を含む近年の物価高では、福祉有償運送にも大きな負担が強いられている。値上げしないと、運営面で負担が高まるのは間違いなく、コスト増の負担を誰がどのように支援すべきかが重要になる」と述べた。

また、「今、事業の継続を考えている団体は8割程度となっている。供給体制が減少すると、移動困難者の外出はさらに難しくなる。孤独・孤立化、重度化が進む可能性など、福祉的な課題が深刻な状況になる」と危機感を示した。」

③ 《国交省組織令改正》有償運送の所掌を変更／モビリティ推進課に

(東京交通新聞 2025年7月14日)

「国土交通省組織令の一部改正が2025年7月1日施行され、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）とレンタカーの所掌事務が、物流・自動車局旅客課から総合政策局モビリティサービス推進課に移された。同省は『交通空白』の解消を推進するため」としている。

今後、有償運送の実施主体となるNPOや社会福祉法人、市町村などの国の窓口は、モビリティサービス推進課（霞が関・中央合同庁舎3号館3階、旅客課は8階）になる。

同課はMaaS（マース＝モビリティ・アズ・ア・サービス）、AI（人工知能）オンデマンド交通（予約制・乗合形態）などの施策を担ってきた。改正国交省組織令は6月17日に閣議決定、20日に公布された。」

④ 福祉有償運送のローカルルールに関する意見交換会

(2025年8月27日10～12時、於：国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課)

「参加者：モビリティサービス推進課：東海林専門官

全国移動ネット：河崎副理事長、伊藤事務局長、横山副理事長（オンライン）

▼ 意見交換記録：

【東海林さん】：内閣府からの要請を受けて、ローカルルール調査を行った。合理的か不合理かの判断は、モビ課職員2名の判断であり、現場の方から見ると、違う判断になる場合もあるかもしれない。公開すると、合理的と判断したものは、国土交通省がお墨付きを与えたようになってしまうため、公開はできない!! 不合理なものについては、運輸支局に戻しており、適宜是正に向けて動いているところ。

【河崎・伊藤】：(机上配布のみでお戻ししましたが) 合理的と判断されたものの中にも、地元の団体から不合理であるとの相談を受けた地域もあり、何がローカルルールであるかという判断基準よりも、利用当事者が困っているかどうか(困るのではないか)という視点で、とらえ直す必要があるのではないか。

【東海林さん】：交通空白地有償運送は、交通空白解消の文脈で推進する方向にあり、福祉有償運送のように協議が難航したり、細かなローカルルールはないのではないかと考えている。

福祉有償運送もドライバー不足が深刻で、制度創設当初のように、交通事業者と対立する関係ではなくなったのではないか。国交省の交通空白解消の動きに、福祉有償運送も盛り込む形で検討することもできそう。

【河崎・伊藤】：福祉有償運送も色々なので、タクシー事業者の協力型については難しさがあり、なんとも言えない。共同運営は、タクシー運賃並の運送の対価となり、利用者には負担が大きすぎる。

【東海林さん】：運賃が高いから使えないという困りごとに対しては、デマンド交通などで対応する方向しかないようにも思う。個別輸送の利用者負担を安くすることには限界がある。

ローカルルールを乗り越えるために、どのような方法があるか、どのような視点で話し合えばいいか、などを聞き取る機会を持つことも検討してみたい。

【河崎・伊藤】：福祉有償運送そのものが減少しており、危機的状況にある。ローカルルールが更にそれを促進している。ローカルルールは、ネットワーク組織の形成が弱い地域に多く見受けられる。四国には6団体しかない。四国運輸局によれば、四国は最も早くタクシーの撤退が起きる地域とのことだが、タクシーではできないのに福祉有償運送に制限をかける事象が起きている。

ローカルルールとして上がってきていない地域は、すでにローカルルールが参入障壁となって団体は増えなかった結果、登録団体がなく、ローカルルールがあったかどうか分からない状況にある。

【東海林さん】：四国のように福祉有償運送が少ない地方でヒアリングをすることも、選択肢になりそう。重度者に対応している社会福祉法人のサービスモデルについても、継続性を持たせる方法を考える必要がある。今後の動き方について、いくつかヒントをいただいたので、課内で少し検討してみたい。

オフィシャルでなければ、月に1回程度の頻度で、このような会合を持つことは可能。

【河崎・伊藤】：ぜひ、お願いしたい。

⑤ 福祉有償運送事業における近年の主な改正点について

(2025.7 国交省東北運輸局山形運輸支局)

① 移動制約者の判断 (2024年9月改正)

《通達：福祉有償運送の登録に関する処理方針について 2.(2) ⑧ (ハ) 》

(従前) 施行規則第49条第2号口、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する旅客にあっては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含む。

↓

(改正後) 施行規則第49条第2号口、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する旅客にあっては、他人の介助なしには移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、医師や福祉・介護の専門職が判断した者を含む。

※ 移動制約者に該当するかどうかについて、専門職の判断でも可能であることを明記。

② 複数乗車の判断 (2024年9月改正)

《通達：福祉有償運送の登録に関する処理方針について 2.(2) ⑧ (二) 》

(従前) 透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、当該地域における地域公共交通会議等においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送することができるものとする。

↓

(改正後) 透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等について、運送者の判断により、1回の運行で複数の旅客を運送することも可能であることとする。

※ 協議会の判断によらず、運送者の判断で複数乗車が可能となるよう改正。

③ 更新登録の際の手続きの簡素化 (2023年11月、2024年9月改正)

(改正前) 《道路運送法施行規則第51条の10第2項》

更新登録申請書には、施行規則第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

※ 「第51条の3に規定する書類」は次のとおり (福祉有償運送関係)

- ① 定款・登記事項証明書・役員名簿
- ② 欠格事由に該当していない旨の宣誓書
- ③ 協議会で協議が調っていることを証する書類
- ④ 自動車の使用権原を証する書類
- ⑤ 福祉車両運転者の要件確認書類
- ⑥ セダン型車両運転時の要件確認書類
- ⑦ 運行管理の体制を記載した書類
- ⑧ 整備管理の体制を記載した書類
- ⑨ 事故発生時の連絡体制図
- ⑩ 任意保険証書等
- ⑪ 旅客の名簿
- ⑫ 自動運転を行う場合は関係する書類

↓

(改正後) 《道路運送法施行規則第51条の10第2項》 (2023年11月改正)

更新登録申請書には、施行規則第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

ただし、次に掲げる書類については、既に権限行政庁 (運輸支局) に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略できる。

《通達：福祉有償運送の登録に関する処理方針について 5.(2) 》 (2024年9月改正)

「当該書類の内容に変更がないとき」として、当該更新の前後において運転免許証、自動車検査証及び自動車保険 (共済) の有効期間のみが変更される場合も含むことを明記。

※ 下線記載書類 (①~②、⑤~⑬) については、届出内容と変更が無ければ添付省略可。

④ 更新登録の際の協議方法の簡素化（2023年12月、2024年9月改正）

（改正前）《通達：地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について2.(6)》

委員の招集が困難である場合等にあつては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

↓

（改正後）《通達：地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について2.(6)》

（2023年12月改正）

委員の招集が困難である場合等にあつては、（中略）、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

なお、更新の登録を行う場合にあつては、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）によることができるものとする。

（2024年9月改正）

なお、更新の登録を行う場合にあつては、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）を原則とする。

※ 運行上重大な問題が発生しておらず、運送条件等が大きく変わらない場合、更新登録については、意見公募形式による協議を原則化。

⑤ 利用者から収受する対価の取扱いについて（2023年12月改正）

（改正前）《通達：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて2.(3)①》

○運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること。

○地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能。

↓

（改正後）《通達：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて2.(3)①》

○運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表（参照）するものとする。）であること。

○地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能。

《事務連絡：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について》新規

※ 制度改正と合わせ、具体的な対価の目安を設定するための考え方を明確化。

1. 経常費用の項目

⇒①人件費 ②燃料油脂費 ③車両修繕費 ④車両償却費（リース費含む）

⑤その他諸経費（諸税・保険料）

2. 対価の目安の設定の考え方

⇒当該地域の直近のタクシーの距離制初乗り上限運賃を算出する際に使用した原価計算対象事業者の各経常費用項目の合計をもとに構成比を算出、構成比で割り付けし、合算。

⑥ 利用者から収受する対価の取扱いについて（2024年4月、2024年8月改正）

（改正前）《通達：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて2.(3)②》

○対価の適用方法については、距離制・時間制・定額制のいずれかが原則。

↓

（改正後）《通達：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて2.(3)②》※一部新設

○対価の適用方法について、距離制・時間制・定額制のいずれかを選択したうえで、需給の変動等に対応して、対価の額を変動させることも可能とした。



設定についての基本的考え方

1. 通常收受することになっている対価に対して、5割増を上限、5割引きを下限として、対価の設定が可能。
2. 対価を変動させる方法は次のいずれかを想定。
 - ①リアルタイムに変動する対価を設定する方法。
 - ②時間帯や条件によって変動する対価を設定する方法。
3. 一定期間において收受した対価の総額（※）は、「実費」の総額の範囲内でなければならないことから、3か月ごとに地域公共交通会議で確認。
 （※）総額…人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他諸経費の合計（自家用有償旅客運送の実施に係る分として按分された額に限る）。

⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインの一部改正（2025.9.2 NPO 全国移動ネット）

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインの一部改正 ～訪問D等の補助対象経費の明確化～」

2024年8月に、地域支援事業実施要綱等が改正されましたが、総合事業の「ガイドライン」について、訪問型サービスDの補助対象経費の記載が曖昧でした。

※車両関係費が直接経費のように読める記述がありました。

このたび2025年7月17日付の改正において、サービスに従事する人の人件費（賃金）以外は全てが間接経費であると整理されましたので、お知らせいたします。改正後は以下のように書かれています。

.....

第7 総合事業の制度的な枠組み 1.サービス活動事業（6）単価等

（～以下、抜粋～）

「訪問型サービス・活動D（移動支援）における対象経費は、前述の補助・助成の方式の対象経費と同様であり、利用者に対して直接支援を行う者の人件費（賃金等）といった直接経費は対象とならず、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）や、サービスの利用調整を行う者の人件費、サービス・活動の実施に必要な保険料（自動車保険料やボランティア活動に係る保険料）、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両の維持費や購入費、家賃、通信費等に対する補助等の間接経費の範囲内において、費用の効率性の観点から市町村において判断するものである。」

.....

全国移動ネットには以下のようなご質問をいただくことができました。

「訪問Dの補助では、ガソリン代やボランティア奨励金も出せますか、直接経費は出せないと地域支援事業実施要綱に書かれています、直接経費と間接経費の整理はどのように解釈すればいいのでしょうか」

⇒ 今回の改正によって「ガソリン代」は、上記の改正で明確化されました。

⇒ 「ボランティア奨励金」については、以前から間接経費として整理されていましたが、道路運送法上の解釈によって（人件費だから）補助できないと捉えている方が、多かったように思われます。

国交省から発行された「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」にて、補助できることが明記されていますので、ぜひご活用ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001880928.pdf>

※p24の道路運送法の解釈と総合事業の解釈を重ね合わせた補助対象経費の○×表。この「パンフレット」は、総合事業ガイドラインにも紹介されています。

総合事業の補助金による住民主体のサービスへの支援の分類表
 ～一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）や通所型サービス・活動Bを含む～

	訪問型 サービス・活動D	訪問型 サービス・活動B	通所型 サービス・活動B	一般介護予防 事業 (補助の場合)
	通院・買い物等の 移動支援や移送 前後の生活支援、 通所型サービ ス等における送迎	生活援助等と一 体的に提供される 送迎	通所型サービスの 運営主体と 同一の主体 による送迎	通院・買い物等を する場合における、 一般介護予防事 業による送迎
利用者に対して支援を 行う者の人件費 ①	×	×	×	×
ボランティア活動に対 する奨励金 ②	○	○	○	×
ガソリン代・道路通行 料・駐車場料金等	○	○	○	○
自動車保険の 保険料 ③	○	○	○	○
活動用の保険の 保険料 ④	○	○	○	○
車両維持・購入費	○	○	○	○
コーディネーターの 人件費	○	○	○	○
家賃・通信費等	○	○	○	○

【表の①～④について】

①直接送迎を行う職員の賃金等を想定。

②利用者に対して支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を想定。

③「団体が所有する車両の自動車保険」、及び「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」を想定。

④自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険を想定。

その他、生活支援体制整備事業の充実化が図られ、大幅に加筆されています。下記にてご確認ください。

▼ 「最新介護保険情報 Vol.1404」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001519568.pdf>

▼ 「地域支援事業実施要綱の改正」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285185.pdf>

▼ 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインの改正」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285187.pdf>

⑦ 「湖南市社協 “移動支援に関する勉強会” ～講演の御礼について～」

(2025.8.27 於：滋賀県湖南市)



「関西 STS 連絡会 柿久保 浩次 様

いつもお世話になっております。湖南市社協の■■です。先日はお暑いなか遠方よりお越しいただき、また

ご講演いただきありがとうございました。移動に関する地域課題や支援方法に関心のある方およそ 60 名が来場され、皆さん移動支援に関する最新の情報を知ることができ、今後の湖南省で必要な方策等について考える機会となりました。

今月から開催する第1層の協議体でも、今回の勉強会の内容を踏まえて、行政、福祉法人、企業、地域住民それぞれの役割を確認・整理し、湖南省が目指す“移動”に関する未来の姿を話し合っていきたいと思います。

引き続き湖南省の移動に関する課題・支援について検討を重ねてまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。」
(2025.9.1 (社福) 湖南省社会福祉協議会)

▼ 受講団体からの便り「湖南省高齢福祉課からの宿題!!」(2025.9.1 NPO 法人■■■■)

「関西 STS 連絡会 柿久保 浩次 様

お世話になります。8月27日に滋賀県湖南省の勉強会にて講演を受けた NPO 法人■■■■の■■■です。先日はありがとうございました。福祉有償運送の開所手続き前に、講演を聞いて本当に良かったです。

申請のことで多々迷うことがあり、その都度、NPO 法人 全国移動ネット様や湖南省の先輩事業所様に教えていただいております。

湖南省高齢福祉課からは下記のような宿題が出ています。

「新規登録において運営協議会で協議が調う必要があり、既に福祉有償運送を行っている“アザレア”との棲み分けをどうするかという点や、既存の“バス・タクシー事業者”との棲み分けが問題になるかと思しますので、協議会提出前に教えていただけるとありがたいです。」

そもそも「アザレア」のような立派な設備もなければ、人員も多くありません。私たちが担える数というのは微々たるものであり、「アザレア」があっても不足している現状も見てきました。(空気がなくご予約をお断りすることもあります。) バスとタクシーでは担えないことが、福祉有償では担えると考えています。(ドア・ツー・ドアの支援や、車椅子・介助が必要な方へのヘルパー等による支援。)

このような説明で足りるのかも分からず、協議会でうまく答えることができるか一抹の不安もあります。協議会で、このようなプレゼンをしないとイケなかったり、申請に係る書類の作成においても、開所前から見込みの旅客名簿を作成する必要があったりと、あまり歓迎をされていない分野なのかなと感じております。

苦勞の先に経営も難しいと聞きますので、明るくないと思いつつ進めております……。開所できるまでやりきりますが、この先、応援されるのだろうかと思わずにいられません。料金設定を含め、時間をかけて推し進めていこうと思います。

情報や協議会への効果的なアプローチなど、今後もよろしくお願いいたします。」

⑧ 「東大阪市東部エリアで「まいどトライド」運行開始／LINE と電話で配車依頼」

(2025.9.4 東大阪経済新聞)

「東大阪市が9月4日、市内東部エリアでライドシェアサービス「まいどトライド」の運行を始めた。

東大阪市が事業主体となり、運行管理は大阪バス(東大阪市高井田中)、ライドシェアアプリ「MITT」の開発・運用をシカク(東京都渋谷区)が行う同サービス。瓢箪山、枚岡、石切など、東大阪市内東部エリアに設けた乗降スポット間を LINE や電話での配車依頼に応じて AI がルートを設定し、運行する。運行車両は電気自動車 2 台で、1 台 4 人まで乗り合ひでき、利用者は 100 ヲ所の乗降スポットで乗り降りができる。

9月3日に東大阪市旭町庁舎で行われた出発式で野田義和東大阪市長は「東エリアには坂があり、住民に高齢の方も多く、気軽に乗れる公共交通をなんとかできないかという多くの声をいただいていた。この地域では民間事業者による乗合型タクシーが運行していたが、採算面で継続ができず、今回、自治体版ライドシェアというスキームで運行をしようと取り組みを始めた。都市部の交通空白地帯における自治体版ライドシェアの成功事例を市民の皆さまと一緒に作っていききたい」と話した。

利用方法は、スマホで「MITT 公式 LINE」を友達追加し、トーク画面のメニューから、乗車地点、降車地点、乗車人数を設定し依頼する。同サービスでは即時配車のみ可能。電話での配車もできる。

運行時間は、祝日と年末年始を除く月曜～金曜の 9 時～18 時。運賃は現金払いのみ、中学生以上=500 円、小学生=250 円、未就学児=同伴の中学生以上 1 人につき 1 人無料、2 人目からは 1 人 250 円。」



※ 9月3日に行われた「まいどトライド」出発式の様子 ※「まいどトライド」に使用する車両

みんなで使える、まちの移動サービス!

何のなかシェアして移動する新しいサービス、「まいどトライド」。いつものお出かけに、まだまだ便利に役立ちます。子どもやシニアの方も安心してご利用いただけます。

子連れのお出かけをもっとスムーズに
ベビーカーや車椅子も安心に使える。お家から出たままベビーカーや車椅子も安心に使える。

安心して遠出できる
長期の旅行や、出張がしやすいから、お出かけ先でも安心して使える。

紙幣中も出発後を安心して外出できる
お出かけ先でも安心して使える。

天気に左右されずいつでも安心
暑い日も寒い日もお出かけの日のお出かけも安心。お出かけ先でも安心して使える。

まともな日でもラクラク
スポーツや、お出かけ先でも安心して使える。

「まいどトライド」の使い方

STEP 1 LINEでアカウント登録
お手持りのスマホでQRコードを読み取り、「MITT公式LINE」を友だち追加!

STEP 2 車を呼ぶ
LINEトーク画面のメニューから右側の「車を呼ぶ」ボタンをタップして、車を呼ぶ。

STEP 3 乗る場所・降りる場所を指定
乗車・降車地点を指定すればすぐに呼べ! 車の位置も随時GPSで追跡し、乗り降りできます。

STEP 4 乗客から乗るだけ!
到着のお知らせはLINEが届きます。目的地までそのまま! 月間料金は毎月で確認できます。

050-1725-4453

運行時間
9:00-18:00 (月曜日-金曜日)
(祝日及び年末年始12月29日-1月1日を除く)

乗客定員
最大4名

運賃
大人(中学生以上): 500円
小学生: 250円
小学生以下: 同乗者1名につき1名無料 (追加1名につき250円)

支払い方法
ご乗車後、運転手に現金でお支払い。

運賃例
<例1>
大人2人+小学生1人+幼児2人1人
▶合計:1,250円(500円×2+250円×0円)
<例2>
大人1人+小学生1人+幼児2人2人
▶合計:1,000円(500円+250円+250円×0円)

まいどトライド

乗降場所は100箇所!

● 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

050-1725-4453

⑨ 「《大阪・関西万博'25》意識を変える「みんなトイレ」／大阪館 障がい者やLGBTQ の人も快適に／おむつ替えベッド・介助者の目線遮るカーテン…」 (朝日新聞 2025.8.18)

「大阪・関西万博の会場に、誰もが使いやすいことをめざしてつくられた“みんなトイレ”がある。設計に様々な困りごとを抱える人たちが関わった“トイレに対する意識変革を促す”というトイレだ。

大阪ヘルスケアパビリオン1階に並ぶ八つの個室トイレ。おむつを替えるためのベッドを備えた個室、大型の電動車いすが旋回できる大きさの個室、異性の介助者の目線を遮るカーテンを設置した個室、利用者の利き手を考えて右や左に手すりがついた個室 ―。様々な需要に対応できるように設計され、どれも性別に関わらず利用できる。一方で男性用、女性用とされているトイレも、それぞれ同時に2人が利用できるものがある。こちらは「男女共用に抵抗がある人への配慮」で設置したという。

この“みんなトイレ”の計画が始まったのは、2022年春。性別や障がいの有無などに関わらず、誰もが快適に過ごせるパビリオンにするために、生活の基本となる排泄(はいせつ)の場でも多数派や少数派といった意識をなくすことをめざした。

設計の議論には視覚や聴覚、精神などに障がいがある人やLGBTQ、介護を受けている人ら22人が参加。それぞれがトイレでの“困りごと”を挙げ、パビリオンの建設やトイレの設置に関わる関係者らと意見を交わしながら、個室の広さ、通路の幅、補助器具の仕様などを決めていった。完成は24年秋。約2年半をかけた。



※ 異性の介助者の目線を遮るカーテンがついた「みんなトイレ」の個室
※ 完成した「みんなトイレ」を見学する六條友聡さん（右）＝いずれも大阪市此花区

対話 互いの最適解探る

完成した後も万博の開幕に向けて、当事者らとパビリオンの案内役が来場者への説明の仕方などについて意見交換するなどして、利用の“最適解”を模索したという。

手足に障がいがあり、電動車いすを使う六條友聡さん（49）は“当事者委員”として議論に参加した。どんな障がいがあるかで使いやすい便器の配置や部屋の広さが変わることなど“発見の連続だった”と話す。

専門家として助言した東北福祉大学の石塚裕子教授（バリアフリー計画学）は「様々な当事者たちが集い、ゼロから設計を考えた試みは画期的。一つの正解を探るのではなく、互いの最適解を探るという理想的な対話が実現できていた」と振り返る。

六條さんは、万博会場で利用する人たちにも“気づき”を持ち帰ってほしいと願う。「閉幕後は、まちの色々な施設にも広がっていけばいいですね」と話している。（岡純太郎）

3. 報告と今後の取り組み等：

1) 「2025年 移動送迎支援活動セミナー」の開催（第1次企画案：2025.9.13）

《2025年 移動送迎支援活動セミナー》
～2024年来の制度改正の流れを受けて～
生活の足の確保を拡げるための支援活動セミナー
（第1次企画案：2025.9.13）

- 日時：2025年11月29日(土) 12:45～16:30(12:00開場)
- 会場：たかつガーデン（大阪府教育会館）8階
（大阪市天王寺区東高津町 7-11
／◎近鉄難波線「大阪上本町駅」より 200m
◎大阪メトロ谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」より 500m）

■ 趣旨：
交通バリアフリー法、介護保険法（2000年）から改正「道路運送法」（2006年）により“福祉有償運送”や“公共交通空白地有償運送”が制度化されて19年が経過しました。そして国交省、厚労省を交えた「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」（2017年）により“自家用有償運送の活用”“許可・登録を要し

■まとめ(16:00~16:30):

- ・三星 昭宏さん(近畿大学名誉教授、関西 STS 連絡会顧問)
- ・柿久保 浩次さん(関西 STS 連絡会)

2) 5月以降~「運転者認定講習会」等の取組み

- ◎ 5月29日 / (株)キタモリ交通「交通空白地有償運送運転者講習」(於:三重県伊賀市)
- ◎ 6月14日(9:30~18:00) / 関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於:大阪市)
- ◎ 6月15日(10:00~11:30) / 関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於:大阪市)
- ◎ 7月6日 / 和泉市福祉部「移動支援ボランティア運転者研修会」(於:和泉市)
- ◎ 7月12日(9:30~18:00) / 関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於:大阪市)
- ◎ 7月13日(10:00~11:30) / 関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於:大阪市)
- ◎ 8月18日 / 大阪バス(株)「交通空白地有償運送運転者講習」(於:大阪バス会議室)
- ◎ 8月20日 / 斑鳩町地域包括支援センター「外出支援に関する講演会」(於:奈良県生駒郡斑鳩町)
- ◎ 8月25日 / 能勢町社協「安全運転講習会」(於:大阪府豊能郡能勢町)
- ◎ 8月27日 / 湖南市社協「移動支援に関する勉強会」(於:滋賀県湖南市)
- ◎ 8月28日 / 橋本市社協「移動支援研修会」(於:和歌山県橋本市)
- ◎ 8月29日 / (ゆめ風基金)夢かぼちゃ「移動支援」有り方検討会(ZOOM会議)
- ◎ 9月6日 / (有)谷口自動車「交通空白地有償運送運転者講習」(於:和歌山県田辺市)
- ◎ 9月17~18日 / 関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於:和歌山県橋本市)
- ◎ 9月20日(9:30~18:00) / 関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於:大阪市)
- ◎ 9月21日(10:00~11:30) / 関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於:大阪市)
- ◎ 9月25日 / 宇陀市社協「移動・外出支援ボランティア養成講座」(於:奈良県宇陀市)
- ◎ 9月28日 / 海南市社協「外出支援ボランティア運転者講習会」(於:和歌山県海南市)
- ◎ 10月18日(9:30~18:00) / 関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於:大阪市)
- ◎ 10月19日(10:00~11:30) / 関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於:大阪市)
- ◎ 11月15日(9:30~18:00) / 関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於:大阪市)
- ◎ 11月16日(10:00~11:30) / 関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於:大阪市)
- ◎ 11月17日 / 和歌山県福祉保健部「生活支援コーディネーター実践研修会①」(於:和歌山会場)
- ◎ 11月19~20日 / 太子町社協「運転者認定講習会」(於:大阪府南河内郡太子町)
- ◎ 11月26日 / 和歌山県福祉保健部「生活支援コーディネーター実践研修会②」(於:紀美野会場)
- ◎ 12月10日 / 和歌山県福祉保健部「生活支援コーディネーター実践研修会③」(於:田辺会場)
- ◎ 12月13日 / 猪名川町社協「安全運転講習会」(於:兵庫県川辺郡猪名川町)

■ 次回連絡会議: 2025年 月 日(土) pm ~

於: NPO 法人 日常生活支援ネットワーク事務所